

令和4年第1回平取町議会臨時会（開 会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。今年最初の議会を開催するに当たりまして、私のほうから一言挨拶を申し上げたいと思います。

（議長あいさつ）

続きまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長 （町長あいさつ）

議長 それでは、只今より令和4年第1回平取町議会臨時会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きたいと思います。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番萱野議員と7番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番 櫻井議員 本日招集されました令和4年第1回平取町議会臨時議会の議会運営につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会議につきましては、本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和3年11月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1、令和4年1月11日から12日の大雪に関する報告について、まちづくり課長のほうから説明をお願いいたします。

まちづくり課長 私のほうから、別紙1の資料に基づいて、令和4年1月11日から12日の大雪による被害状況等についてご報告を申し上げます。資料のとおり、このたびの大雪による被害状況として、営農施設8か所について農業被害の報告を受けております。

被害の詳細についてご報告申し上げます。被害発生日は令和4年1月13日から14日となっております。被害地区は紫雲古津、貫気別、幌毛志及び岩知志であり、被害農家は5件であります。被害があったのは、100坪の園芸施設、ビニールハウスになります5棟と、120坪のビニールハウス2棟及び農具を収容するためのハウス1棟であります。被害内容は施設の損壊でありまして、被害の程度は中破から大破までとなっております。被害の推計額につきましては、記載のとおり426万8000円となっております。なお、今回の雪による避難場の開設等は行っておりません。

資料の裏面に、今回の大雪の概要等について記載をしております。日高西部地区の警報注意報については、令和4年1月11日4時47分に風雪注意報及び着雪注意報が発表をされております。以降15日までに、大雪注意報、強風注意報、雷注意報、波浪注意報及び雪崩注意報が相次いで発表され、全ての注意報が解除されたのは15日土曜日の10時15分となっております。日高西部において警報の発表はされておられません。平取町における積雪状況について、旭地区の観測施設のデータに基づき報告します。1日当たりの降雪は、12日に32センチ、13日と17日には17センチの降雪を観測しております。最新積雪は、11日に20センチであったものが、12日に48センチとなり、17日には73センチとなっております。平年値の最新積雪は33センチですので、17日の73センチは例年の倍以上の積雪となっております。

また、11日から17日の7日間での降雪の累計は77センチとなっており、1月の降雪累計の平年値は61センチですので、7日間で平年の1か月分の積雪を16センチ上回る降雪があった状況となっております。

なお、このたびの大雪の影響で除雪後の雪の置場が不足し、雪山が大きくなり、道路の見通しが悪い状況となったことから、18日以降、建設水道課において排雪作業を実施し、雪の置場の確保と通学路、交差点などで見通しの確保に努めてきております。以上ご報告申し上げます。

議長

続きまして、2番、第6次平取町総合計画事業実施計画について説明をお願いいたします。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは引き続き、別紙の2に基づいて第6次平取町総合計画事業実施計画についてご報告を申し上げます。

第6次平取町総合計画事業実施計画については、令和3年11月29日開催の議会全員協議会において、第1回総合計画審議会での議事内容について資料を提供しご説明してきたところです。その後12月6日から12月14日まで、例年どおり各地区において、実施計画の自治会説明会を開催し、延べ111名の参加をいただいております。各地区での開催状況の詳細と会場でいただいた意見等については、別紙2、令和3年度第6次総合計画実施計画ローリング自治会説明会にまとめていますので、後ほどお読み取りください。

その後、12月27日に第2回総合計画審議会を開催し、同日町長への答申を行っております。本日は11月29日開催の議員全員協議会以降の実施計画の変更点と、それに伴う一般会計における財政推計の見直しについてご報告申し上げます。

第6次総合計画の令和4年度以降の後期実施計画の変更点について、第6次平取町総合計画実施計画変更内容と記載された資料に沿ってご説明を申し上げます。資料に記載のとおり、上段に11月29日の全員協議会でお示しした変更前の計画、中段に変更され答申された実施計画、下段にはその変更内容等を記載しております。実施計画の変更は9箇所となっております。

1点目、事業ナンバー79、民有林活性化推進事業と、次ページの2点目、事業ナンバー82、林道開設事業の変更点については、資料のとおりですのでお読み取りください。

3点目、9分の3ページと記載があるページになります。事業ナンバー117、地域公共交通活性化事業については、貫気別地区において、道南バスが運行している路線バスの乗車密度が減少し、北海道生活交通路線維持対策事業補助金の交付対象外となったことにより、町が助成する運営費の金額が増加していることから、貫気別地区の路線バスの廃止と代替交通の設置について、令和5年度から1年前倒しをして令和4年度に計画しようとするものです。アイヌ政策推進交付金を財源に、貫気別地区でのデマンドバスの運行について検討いたします。

9分の4ページ、4点目、事業ナンバー133、平取町共同墓整備事業については、11月の議員全員協議会においての意見を踏まえ、自治会説明会の際に参加者の方から意見を伺っております。詳細については、別紙の自治会説明会の資料の最後にまとめておりますが、共同墓の整備に特に反対意見はなく、無縁仏の集約についても検討すべきという意見が多く聞かれましたが、早期の整備を望む声は多く聞かれなかったことから、今後において調査検討を行い、令和5年度に建立するという計画で第2回総合計画審議会に提案をしてきましたが、総合計画審議会での意見を踏まえ、最終的には令和5年度の計画を令和4年度に前倒しして答申をしています。

9分の5ページ、事業ナンバー142、5点目の公営住宅建設事業については、令和4年度に本町国道付近で計画されていた2棟の公営住宅建設を1棟に変更するものです。

9分の6ページ、6点目の新規事業の9、草地畜産再生基盤整備事業については、計上誤りの訂正となります。

9分の7ページ、7点目は国保病院特別会計分になります。国保病院改修事業において、令和3年度に実施予定であった医師住宅1棟の建設が、建築資材等の高騰により実施出来なかったことから、令和4年度に事業費の見直しを行い、再度計画計上しようとするものです。

9分の8ページ、8点目も国保病院特別会計分となります。令和4年度に導入

が計画されていた薬局システムだけでなく、放射線及び検査室のシステムについても更新する内容に変更するものです。計画費が当初計画から3000万円増となっております。

9ページ、9点目は、貫気別地区における消防分団車庫の建築にかかる建て替え地内の支障物件の解体費用の追加となっております。

続いて、財政計画の資料をお開きください。令和4年度以降、令和7年度までの後期実施計画における財政計画となります。表の各年度の答申の列に、只今ご説明申し上げた実施計画の変更を反映した答申の際の財政計画額を項目ごとに計上しております。前回としている列に、11月29日の全員協議会でお示しした推計を計上し、差額を変更欄に計上しています。詳細な説明は省略いたしますが、令和4年度の財政推計は、記載のとおり9500万円程度減額となり、基金残高が5000万円程度増加、起債残高が4900万円程度減少しております。最終年度の令和7年度の基金残高が10億4600万円から11億1900万円となり、財政計画は若干改善されていますが、依然、基金残高15億円の目標までには未達となっております。以上、ご報告申し上げます。

議長

続きまして、3番、新型コロナウイルス感染症対策について説明を求めます。副町長。

副町長

それでは全国的に感染が拡大しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策について町内の感染状況、ワクチンの接種について、またまん延防止等重点措置の対応についてご報告をしたいと思います。

まず、町内の感染状況について、特に年末から現在に至るまで報告をしたいと思います。まず年末には、道外での活動が感染経路となり、感染された方が複数おまして、また1月に入り、日高町では成人式後の飲食等によりクラスターが発生しておりますが、当町では感染経路不明で、1名単位での感染者が出現しております。また1月23日に道立平取養護学校の寄宿舎でクラスターが公表されましたが、現在のところ、寮生と指導員合わせて23名が感染されているということになっております。このクラスターについては、感染経路不明となっております。感染された方の居住地については、平取町含め複数地域となっております。また新聞等でも報道されていますけれども、オホーツクの自治体でもクラスターが発生しておりますが、町でも先週、業務打合せで来庁した業者の1人がその後感染が確認されたことにより、対応した職員を自宅待機させてPCR検査を実施しましたが、全員陰性となっております。なかなか予断を許さない状況が続きますけれども、今後も感染状況が町に入ったときには、情報の取扱いに注意をしながら、場合によっては関係機関と調整を取りながら、感染拡大しないよう取組みを進めていきたいと思っております。次に、ワクチンの3回目接種に関してですけれども、1月18日の議員全員協議会でも、保健福祉課長から口頭で報告をさせていただきましたけれども、原

則 8 か月を待たずに追加接種が可能という国の考え方が示されましたので、医療従事者等や高齢者施設等の入所者、次にその他の高齢者、次に 64 歳以下の方について、順次予定を早めて接種するよう進めています。また 21 日付で北海道から透析患者に対しての接種への配慮の依頼がありましたので、早めに接種できるよう対応したいと思っています。資料 3 として、明日金曜日に発行されるまちだよりに折り込むワクチン接種のチラシ、あと国保病院の病院だよりを添付しておりますけれども、国保病院においては 3 回目接種に向けて、専門外来を除いた午後の一般診療をワクチン接種に割当て、2 月は 1650 人、3 月にも同じ規模のワクチン接種を行うこととしています。これによりまして、対象者の約 8 割が 2 月、3 月で接種するということになっています。また現在、5 歳から 11 歳児のワクチン接種が国で協議をされていますけれども、実施の事務連絡が入り次第、3 月中には接種の体制をとりたいと考えています。ワクチン接種の対象者への個別周知については、1 月 21 日から行っていますけれども、現在のところ特に混乱はありませんが、冬場ということもあってバスの申込みが多い状況となっています。

最後に、まん延防止重点措置に対しての町の対応ですが、資料として 3 枚目、4 枚目で北海道の概要と 1 月 28 日発行のまちだより臨時号を添付していますけれども、今回の措置区域は全道全域となっております。期間は本日から 2 月 20 日までとなっております。町の公共施設の取扱いについては、まちだよりの通りですけれども、これについては、1 月 19 日に新聞折り込み、あるいはホームページで周知をしておりましたが、日高町においての成人式後の飲食によるクラスターが発生した段階で、町としては 1 月 19 日から 2 月 6 日まで、町内施設の利用を町民に限定する制限をしていたものを、今回の措置に伴って期間を延長して 2 月 20 日までとしたもので、基本的には町民の活動は止めないで、公共施設については町民限定の利用という制限を設けることとしています。このほか高齢者のサロンについては、それぞれサロンの自主判断で開催をさせていただきまして、また介護保険事業所のサービスについては、引き続き実施をさせていただいて、何か状況が変われば、その都度連携をして協議をしていくことになっております。以上、新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

議長

それでは、第 6 次平取町総合計画事業実施計画の事業変更箇所等について報告がありましたので、変更に関わる質疑のみ質疑を行いたいと思います。この総合計画につきまして、変更箇所の質疑はございませんでしょうか。

2 番木村議員。

2 番
木村議員

9 分の 3 ページのデマンドバスについてなのですが、これ、アイヌ交付金を使うということとなっています。そして、前回もこれを使ってアイヌ模様の入ったバスが 2 台入って今運行しております。それで、このアイヌ交付金に

については、いろいろと言いつきたいことなのですけれども、これを使うに当たっての、アイヌにとってどういう効果があるのかということがいろいろ示さなければならぬ状況なのですね。それで、今回についてはどういうふうな言いつけというか、国に対して説明をするのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思ってお願いします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

只今の質問にお答え申し上げます。基本的には、デマンドバスの運行についてアイヌ政策推進交付金、現在本町と振内地区で使用しておりますけれども、貫気別地区においても内容としては、地域の交通弱者の方を支えるという内容になっておまして、アイヌ政策推進交付金の地域計画の中で求められるのは、平取町の場合、アイヌ民族の方が各地域にいらっしゃるということで、その方たちの地域の足を支えるということで事業が認められているという内容になっております。そのときに特に言われるのが、地域の方の足を支えているという点で、運行箇所へ各地区の生活館の位置を落とし込んで、その近辺を通過してどれぐらいの乗車密度を見込んでいるのですとか、そういった資料を提出することで、これまで事業が採択されてきておりますので、今回もそのような形で資料を調整して、内閣府のほうに提出することになるかと考えております。以上です。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員

今まちづくり課長のほうからも説明あったように、各地域の生活館をつないで、そこをつないで運行するのだと、そういうことが盛り込まれていたら僕も知ってはいます。それで確かにこれを使うことについては別に何も支障はないのですけれども、ただ、やはりアイヌ交付金ということで、先にアイヌという名前が付いている以上は、それなりにアイヌの人たちに何かあったほうがいいのではないかと、何かあったらというのはお金をくれということではなくて、生活館の中でアイヌの人たちに何かそういう集まりをもって、今コロナの時期なのでちょっと難しいかもしれませんが、そういうのやりますとか、やってみようみたいな形でこれから進めていってもらったほうが、みんな理解しやすいかなと。ただ今は見ていると、アイヌの模様が入ったバスが走っているぐらいのもので、それが一体どうなのかということが感じられないので、ぜひとも、新しく今度平取町の真ん中の荷負にも生活館も作るという話もありますので、そこを中心とした形でアイヌの人たち、特にお年寄りがそこに集まって昔話に花を咲かすとか、そういう事業をぜひこう、デマンドバスを使ってできるような仕組みを作っていただきたいなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

ありがとうございます。ご意見の趣旨は理解いたしましたので、デマンドバスのほうもいろいろ路線と競合して走れないですとか、制限はあるのですが、特に乗車密度というところも見られる案件ですので、今お伺いした意見なんかを踏まえて、運行が継続できるように、乗車密度の向上にもつながる内容かと思っておりますので検討したいと思います。ありがとうございます。

議長

ほかに質疑ございませんか。8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

これは、9分の8ページですか。電子カルテの導入事業ということで、変更修正の内容の当初に平成3年度に4000万を予算化して、電子カルテ導入ということで、これはもう既に導入ということを決めたということの意味かなというふうにとりますけれど、前の総合計画の、12月の総合計画の時、この件については本当に今の平取町の中でどのようなものが、本当に平取町の病院に合ったものになるのか、それと様々な導入することによって、どういう経費がかかってくるのかということについて、やはりきちんとした説明が必要ではないかということで、私、質疑したと思います。そのときに、町長も私も内容については十分理解してもらおうのでということをおっしゃったので、当然、導入に当たってその以前に、何らかの説明があるのかなというふうに思っておりましたけれど、これ見たらもう導入はしましたのでというふうな書き方に見えるのですけれど、そのような形でもう進んでしまったということで受け止めていいのでしょうか。

議長

町長。

町長

私もそういうふうにお答えした経緯は承知しておりまして、今年度につきましては、予算化もされているといったことで、それを執行するという内容で内容どんなものかということをお伝えするということで、しないということではなくて、ちょっとこれが先行しましたけれども、2月の常任委員会にその内容についてお知らせする機会は設けているというところがございます。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

そうしますとね、2月18日産業厚生常任委員会が予定されておりますけれど、その中で説明するというので、ただやはり導入してしまってからやってみたら、こんなにいろんなその諸経費がかかる、メンテナンス料からあるいは場合によっては、担当する医者とか看護師さんとか様々な人たちが自分で打ちこめればいけれど、打ちこめなかった時には、別の人を雇ってというのが、ほ

かの町村の病院でやっているのと、そういった経費も含めて、本当にこれどうなんだという辺りをきちんと事前にやらないと、導入してしまえばやはり動かすためにはそういう経費がかかってきた、かかってしまったというのは、やはり済まないということがあるから、その時点でそういう話をさせてもらったということなので、やはり町長にしる皆さんにしるで、町の財政ということを非常にその重要に考えておられるはずですし、我々も当然そうなのです。そういうことからいって、やはり導入する場合にその辺のことについては、きちんとおいに勉強し合うというか、研鑽し合うというか、そういうことを意識付けてやっていたかかないと、後になってからこんなにかかっているということでは、意味がないのでということをお願いしたということなので、これに限らず今後何かやるときに、本当に丁寧な説明ということをやはり心掛けていただきたいということ申し上げておきたいと思えます。

議長

町長。

町長

今、ご意見等いただきましたので、それを受け止めさせていただきまして、今回、電子カルテ導入ということで、当初予算でも議決をいただいているということで、その執行に関しては私どもも責任持って執行するという立場でございまして、前段のいろんな資料の中で予算積算しますけれど、いろいろ状況が変化をするということもあるというのは事実でございまして、その辺も含めてこういった事業、特に議員の皆さんにも気になるところもある事業だというふうに思っておりますので、今回3年度の導入に伴って、やはり4年度もこれだけ経費が、導入について変化が生じたというところがございまして、この辺もぜひ2月の常任委員会で、この辺の経緯についても詳細に報告をさせていただければというふうに思っています。

議長

ほかに。4番井澤議員。

4番
井澤議員

関連いたしまして、この電子カルテの導入というのは、やはり病院をつくる時から私は最初から導入すべきだという意見を言ってきた者の一人ですけれども、昨年夏よりちょっと病を得まして、王子総合病院に入院しました経験から言わせていただくと、消化器内科にかかったのですが、整形外科にもかかるようになった時に、私の消化器内科のデータが全部整形外科の先生が端末開いてみることができるということが、僕見て初めてわかりまして、だからそういうデータの共有化ということがやはり電子カルテの中で、平取の町立診療所は6科目ぐらいの診療科目が開かれてると思いますが、それらの科目の先生方がそれぞれ診療にあたって、他でどのような診療を受けてる、あるいは投薬を受けているのかということが、分かるような仕組みだというのが初めて実態として経験いたしましたが、町立病院については高齢者の方がかかる割合が高い

と思いますけれども、高齢者の過剰な投薬です、各科においてそれぞれ必要なものを投薬するということが出てくるわけですが、それらのことについてどのような投薬がされているかということ、新規に見たお医者さんが判断する意味でも電子カルテというのは有効なのかなということを経験いたしましたので、そのようなことまで、今回の電子カルテの中で盛り込まれているのかどうかについて、薬剤、薬局等も含めて確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 副町長。

副町長 井澤議員のご意見にお答えしたいと思いますけれども、ちょっと今、その詳しい内容というのは、お答え出来ないと思いますので、2月18日の常任委員会など、その資料の中でも少し詳しく表記をしていきたいと思っています。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
(質疑なしの声)

なければ、これで質疑を終了いたします。以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案1ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号、工事請負契約の変更についてでございますが、令和3年第9回平取町議会臨時会において議決を得た、議案第1号、工事請負契約の締結について、本町中央住宅団地公営住宅新築工事、括弧1号棟の一部を次のとおり変更したため議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、請負金額1億32万円を389万4000円増額し、1億421万4000円に変更するものであります。変更理由でありますけれども、本工事は令和3年8月10日に工事着手いたしました。コロナ禍の影響によるウッドショックに伴う木材価格が高騰したことから、発注時の設計単価と施工時期における実勢単価に大幅な変動が生じたため、受注者より変更の請求があったことから、工事請負契約約款第26条、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更の第5項の規定に、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者または受注者は前各号の規定によるほか請負代金の変更を請求することができるというものを適用するものであります。工事材料の価格に著しい変動と言いますのは、請負代金額の100分の1に相当する金額を超える場合と定義されておまして、今回の変動につきましては、1号棟で3.9%となりました。また、資材単独の変動につきましても、梁や柱につきましても、設計単価の220%になっております。なお、このたびの設計変更につ

きましては、過日の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、木材価格の高騰に伴う設計変更として契約変更するものであり、既定予算の中で対応するものであります。現在の進捗率につきましては、70%ほどの進捗で、工期は令和4年3月30日までの期間で施工中でございます。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

2ページ目をご覧いただきたいと思います。議案第2号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいいたします。令和3年第9回平取町議会臨時会において議決を得た、議案第2号、工事請負契約の締結について、本町中央住宅団地公営住宅新築工事、括弧2号棟の一部を次のとおり変更したため、議会の議決を得ようとするものであります。内容につきましては、請負金額9031万円を399万800円増額し、9430万800円に変更するものであります。変更の理由につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第1号と同様でありますことから、省略させていただきたいと思います。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理

由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第3号のご説明をさせていただきます。3ページをお開き願います。議案第3号、工事請負契約の変更について。こちらにつきましては、令和3年第6回平取町議会臨時会において議決を得た、議案第5号、工事請負契約の締結について、イオル文化交流センター建設工事の一部を次のとおり変更したいため、議会の議決を得ようとするものであります。請負金額2億6004万円を324万5000円増額し、2億6328万5000円に変更するものであります。変更理由としましては、本工事につきましては、5月28日に着手をしておりますが、当初設計において水道管の引込みにつきましては、既存引込み給水管から取り込むことで計画しておりましたが、既存の給水管の給水状況を確認しましたところ、水量の不足が確認されたため、給水方式を直結給水方式から貯水槽水道方式に変更することとし、それに伴う貯水槽、附帯設備、配管の設備等の変更による費用の増加となります。なお、本工事につきましては、発注時期が早く木材高騰の影響を受けなかったことから、今回の給水方法の変更に伴う契約の変更とし、契約額の変更を行うものであります。予算につきましても、既存の予算内で実施可能であることを申し添えます。現在、工期の2月25日に向け、各種仕上げ工事を行っている段階でありまして、工事進捗率につきましては、およそ90%であります。以上、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第12号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第12号につきましてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

令和3年度平取町一般会計補正予算第12号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億1930万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億9815万7

000円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。また、第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は第2表繰越明許費によるとするものです。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。上段、3款1項1目社会福祉総務費、8203万1000円を増額するものです。国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策が、令和3年12月20日に国会で関連予算が成立したことに伴い、長期化する新型コロナウイルスの感染症の影響によって、様々な困難に直面した方々の生活、暮らしを支援するため、令和3年12月10日の基準日において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯や令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、非課税世帯と同様の事情があると認められる家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するものであります。この家計急変世帯の具体的な取扱いについては、住民税の均等割が課されている世帯が、令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入を1.2倍し、住民税の均等割が非課税となる水準以下の世帯に対して支給するものでありまして、今回その必要な予算を補正するものです。なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、繰越明許費として予算措置するものであります。10節需用費及び11節役務費については、コピー用紙やトナーカートリッジなどの消耗品と、周知用チラシの印刷代のほか、支給対象者への案内や入金通知などの郵送料と、給付金の振込手数料などの事務費をそれぞれ増額するものであります。12節委託料については、今回の臨時特別給付金を速やかに支給するため、総合行政情報システムを改修するものでありまして、財源については、11節需用費から12節委託料までは、全額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金を充当するものです。次に、18節負担金補助及び交付金であります。今回の臨時特別給付金の対象世帯については、住民税の非課税世帯が800世帯、家計急変世帯が3世帯の合計で803世帯と見込み、1世帯当たり10万円を支給するための給付金でありまして、財源につきましては、全額住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金を充当するものです。続いて下段、3款1項2目老人福祉費20節貸付金、180万円の増額です。福祉医療従事者人材育成事業については、平取町保健師等就学就業貸付要綱に基づき、平取町または平取町内の医療機関などに就職しようとするものに対して、修学資金及び就業資金を貸付け、人材確保と町民の保健医療及び福祉の向上を資することを目的とした貸付制度でありまして、今回、平取福祉会が看護師1名を、また当町が社会福祉士2名をそれぞれ採用予定であることから、就業資金として1人当りに60万円を貸付けするため増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。11ページをお開き願います。上段、

3款2項1目児童福祉総務費、3439万円を増額するものです。国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づく子育て世代への臨時特別給付金については、既に先行給付金として、子供1人当たり5万円を支給しているところであり、残りの5万円についても、追加給付金として現金給付するものでありまして、また今回、所得制限により、本給付金の対象外となった特例給付世帯に対しても現金5万円を支給するため、必要な予算を補正するものであります。3節職員手当については、子育て世代への臨時特別給付金の業務に伴う職員の時間外勤務手当を増額するものであります。10節需用費及び11節役務費については、コピー用紙や封筒などの消耗品のほか、支給対象者への案内や入金通知などの郵送料と、給付金の振込手数料などの事務費をそれぞれ増額するものであります。12節委託料については、子育て世代への臨時特別給付金を速やかに支給するため、総合行政情報システムを改修するものでありまして、財源については、3節職員手当から12節委託料までは、子育て世代への臨時特別給付金事務費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。次に、18節負担金補助及び交付金については、本経済対策における臨時特別給付金の対象となる子どもを全町で620名と見込み、また、新たに支給対象とした所得制限対象者60名を追加し、合計で680名と見込み、追加給付金として、子ども1人当たり5万円を現金給付するものであります。なお、財源につきましては、子育て世代への臨時特別給付金事業費補助金を充当し、また、所得制限対象者への支給相当分については、新たに国から追加配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであり、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、9款4項3目文化財保護費10節需用費修繕料、108万6000円の増額です。二風谷アイヌ文化博物館は、平成3年に建設され、既に30年が経過し、経年劣化により、常設展示室で雨漏りが発生していることから、来館者や照明機器などに支障を来し、また漏電の恐れなどもあるため、展示室の天井に防水用の樋を設置して、雨水を外部へ排出するなどの改修を行うものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、270万9000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、子育て世代への臨時特別給付金事業における所得制限対象者分でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んだものです。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金、173万1000円。同じく住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金、8030万円の総額

8203万1000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、非課税世帯などへの給付金に係る事務費と給付金でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事務費補助金と事業費補助金をそれぞれ見込んだものです。続きまして、2節児童福祉費補助金子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金、37万9000円。同じく、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金、3100万円の総額3137万9000円の増額です。これも歳出でご説明したとおり、子育て世代に対する臨時特別給付金に係る事務費と給付金でありまして、その財源を10分の10が交付される子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金と事業費補助金をそれぞれ見込んだものであります。9ページをお開き願います。20款1項1目繰越金1節繰越金、318万8000円の増額です。今回の補正財源については、国の補助金を充当し、なお不足となる財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。次に、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款1項の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、8203万1000円については、令和3年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和4年度に繰り越そうとするものです。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。以上、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第12号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

只今、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。9番高山議員。

9番
高山議員

ちょっと何点か教えていただきたいのですけれども、今回の子育て支援の支給金等、それから住民税非課税関係の支給金ということで、これシステムを改修しなければならないということがあるのですけれども、今の予定で補正して、いつごろそれぞれが支払いや支給が可能になるのかというのが一点と、それからもう一点なのですけれども、11ページの歳出のところに、子育て世帯への臨時特別給付金のシステム改修ということがあるのですけれども、これ12月にも多分、ちょっと今持ってないのですけれども、12月にもこのシステム改修してるのではないかなと思うのですけれども、それらを使うということにはならないのかどうかというのが二点目、三点目なのですけれども、これは子育て世帯の特別給付金については、所得制限のところは60件あって5万ということで300万なのですけれども、打合せというか、考え方の中に所得制限の方にも5万ではなくて10万にするというような考え方がないのかどうかという、この三点質問させていただきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたしたいと思います。まず、支払い可能な時期なのですけれども、まず子育て世代のほうに関しましては、第1回目の支払いの予定日を3月1日と
しているところと。3月1日頃としているところと。非課税世帯の10万
円に関しましては、3月15日の週を予定いたしております。

二点目のシステム改修に関しましては、12月に補正した改修費用も使用可能
なのですが、今回、横出し分の課税分の回収もありますので、その分の費用と
なります。三番目の所得制限の方の5万円につきましては、財源が今回追加配
分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることにな
っております。この財源につきましては、財源限りがありますので、その中で
検討した結果、10万円も検討したのですけれども、5万円ということにさせ
ていただいているところと。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ、これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありま
せんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決
定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第8、議案第4号、令和3年度平取町一般会計
補正予算第12号は原案のとおり可決しました。

2番木村議員。

2番
木村議員
議長

行政報告で聞きたいことちょっと逃してしまったのですが。

いいでしょう。どうぞ。

2番
木村議員

すみません。聞こうと思っていたのをちょっと忘れてしまいまして、別紙のほ
うのコロナワクチンの接種3回目についてなのですが、これワクチンの種類が
ファイザーということになってます。それで、何か話を聞くとですね、

議長

木村議員、申し訳ないですけれど、質疑受け付けたのは、総合計画の部分だけ
なのです、変更部分ということで。ワクチンの事はちょっと報告だけになりま
す。よろしいでしょうか。

2番
木村議員
議長

わかりました。

それでは、本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。

議案4件で、原案可決4件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和4年第1回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午前10時43分)

2番
木村議員

これファイザーとあるのですが、ちょっと聞くとところによると、3回目接種が違う種類だと効力が上がるのではないかという話もありまして、国の制度の話を知るとどっちを選ぶこともできるという話も聞きます。それで、平取町がこのファイザーになった理由をちょっと聞かせていただきたいのと、他のモデルナは選べないのかということもまず一つ。

それと小清水町だったですか、役場の。それでうちの役場も、何ていうのですか、リモートって言うのですか、役場の中でそういう危機管理みたいなことはしないのか。前にもちょっと言ったことあるのですが、町長と副町長がいつも並んで座ってますけれども、2人とも、もし仮にコロナになってしまった場合、大変なことになると思うのですよ。そういうことも含めて、そういう危機管理的なことはないのかと、そのことについてちょっと聞かせていただきたいのです。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、一番最初のワクチンのほうの説明をさせていただきたいと思います。今現在、ファイザーのワクチンが入荷しているというところで、3回目の接種をご案内をさせていただいてるところなのですが、1月中にモデルナのワクチン900人分が来る予定となっておりますので、そちらのほう希望される方は、日にちがもうこの日というふうに、この日にファイザーのワクチンが来ますので打ってくださいという案内を出していますので、それを希望しない人に関しましては、モデルナのワクチンが打てる日に日程を変更していただきたいと考えております。

議長

よろしいですか、その点は。そしたらもう一点。副町長。

副町長

危機管理の関係ですが、それぞれの本部会議を開きながら、決めてはいるのですが、もしそういうような職員が出たときにはすぐ、前回もそうなのですが、まずPCR検査をして、結構無症状ということでもうつっている方もいるので、そこをしっかりと徹底していくということと、もし庁舎が使えなくなると、うちはふれあいセンターがありますので、窓口機能がもしふれあいセンタ

一でなくなったとしても役場が使える。第一次的なそういうことができるので、そういう準備はしていきたいと思っています。

議長 よろしいですか。教育長の方から何か。

教育長 コロナ絡みなのですからけれども、学校関係、今のところ、うちの町では児童生徒、教職員等も感染してないということです。ただ感染が非常に広がってますので、また濃厚接触者の特定について、保健所はもう家族以外は対応しないというような形になってきていますので、各学校に万が一感染者が出たりだとか、その場合に濃厚接種接触者の特定、また感染の危険のある児童生徒、また教職員の特定について、事前にしっかりどのような形でというのが道の保健福祉部から出てきておりますので、それをもとに各学校で対応してほしいと。養護学校自体も学校で濃厚接触、低リスク等をあつたという経過があるということなものですから、各学校にそのように指示を出しているところです。

議長 ほかにはないですね。10番松澤議員どうぞ。

10番
松澤議員 後で聞こうと思ったのですけれども、今回3回接種になるのですけれども、前回の2回接種したときに、接種証明のようなものがいただいたのですけれども、今回3回目ということで新たに出すものか、それはそれでそのまま何もなくなるものかということをちょっと聞きたいのですけれど。

議長 副町長

副町長 今回3回目は接種券が送られて、それで接種終わったらそこに証明という形になって戻されますので、前回は前回で、今回は、いいですか。

議長 なければ、以上で終了いたします。お疲れさまでした。